



一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

<http://www.taxi-tokyo.or.jp/>

プレスリリース

平成29年2月10日

報道関係者各位

第4回 東京都北多摩交通圏及び西多摩交通圏
タクシー準特定地域協議会の合同開催について

平成26年1月27日に施行されました「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正特措法」）により、北多摩交通圏、西多摩交通圏が準特定地域に指定され、当該地域の関係者がタクシー事業の適正化及び活性化に向け取り組んでいるところであります。

今般、平成29年1月26日付け国土交通省告示第49号により、北多摩・西多摩交通圏が、引き続き準特定地域に指定されました。

つきましては、再指定に伴い、これまでの取り組み状況等についてのフォローアップと地域計画の見直しを行うため、第4回「東京都北多摩交通圏及び西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会」を下記のとおり合同開催いたしますのでお知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、開催日の30日前（2月28日・火曜）までに下記の間い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 日 時 平成29年3月29日（水） 13:30～
2. 場 所 立川グランドホテル 会議室 2階 「ソアーベ」
東京都立川市曙町2-14-16
TEL 042-525-1121（代表）
3. 予定して
いる議題 (1) 活性化に係わる取り組みについて
(2) 準特定地域協議会地域計画の見直しについて
(3) その他

本件に関する
お問い合わせ先

東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
門 井 ・ 高 筒 TEL : 03-3264-8080